

長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由及び内容

平成25年11月1日に長野県立中学校条例が一部改正されることに伴い、次に掲げる長野県教育委員会規則について所要の改正を行う。

- (1) 長野県立中学校管理規則
- (2) 長野県立高等学校管理規則

2 施行期日

平成25年11月1日

長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立中学校管理規則（平成23年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	80人	240人
------------------	-----	------

第9条第1項の表に次のように加える。

長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	長野県諏訪清陵高等学校
------------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

（長野県立高等学校管理規則の一部改正）

2 長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表に次のように加える。

長野県諏訪清陵高等学校	長野県諏訪清陵高等学校附属中学校
-------------	------------------

長野県立中学校管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行																									
<p>(生徒定員)</p> <p>第2条 県立中学校の生徒の定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">中学校名</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県屋代高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> <tr> <td>長野県諏訪清陵高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;"><u>80人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>240人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(高等学校との一貫した教育)</p> <p>第9条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下この条において「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、同表の右欄に掲げる高等学校（以下この条において「併設型高等学校」という。）における教育との一貫した教育を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">併設型中学校</th> <th style="width: 50%;">併設型高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県屋代高等学校附属中学校</td> <td>長野県屋代高等学校</td> </tr> <tr> <td>長野県諏訪清陵高等学校附属中学校</td> <td>長野県諏訪清陵高等学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	中学校名	入学定員	総定員	長野県屋代高等学校附属中学校	80人	240人	長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	<u>80人</u>	<u>240人</u>	併設型中学校	併設型高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校	長野県屋代高等学校	長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	長野県諏訪清陵高等学校	<p>(生徒定員)</p> <p>第2条 県立中学校の生徒の定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">中学校名</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県屋代高等学校附属中学校</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(高等学校との一貫した教育)</p> <p>第9条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下この条において「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、同表の右欄に掲げる高等学校（以下この条において「併設型高等学校」という。）における教育との一貫した教育を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">併設型中学校</th> <th style="width: 50%;">併設型高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県屋代高等学校附属中学校</td> <td>長野県屋代高等学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	中学校名	入学定員	総定員	長野県屋代高等学校附属中学校	80人	240人	併設型中学校	併設型高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校	長野県屋代高等学校
中学校名	入学定員	総定員																								
長野県屋代高等学校附属中学校	80人	240人																								
長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	<u>80人</u>	<u>240人</u>																								
併設型中学校	併設型高等学校																									
長野県屋代高等学校附属中学校	長野県屋代高等学校																									
長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	長野県諏訪清陵高等学校																									
中学校名	入学定員	総定員																								
長野県屋代高等学校附属中学校	80人	240人																								
併設型中学校	併設型高等学校																									
長野県屋代高等学校附属中学校	長野県屋代高等学校																									

長野県立高等学校管理規則新旧対照表

改 正 案	現 行										
<p>(中学校との一貫した教育)</p> <p>第8条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下この条において「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、同表の右欄に掲げる中学校（以下この条において「併設型中学校」という。）における教育との一貫した教育を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">併設型高等学校</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">併設型中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県屋代高等学校</td> <td style="text-align: center;">長野県屋代高等学校附属中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長野県諏訪清陵高等学校</td> <td style="text-align: center;">長野県諏訪清陵高等学校附属中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	併設型高等学校	併設型中学校	長野県屋代高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校	長野県諏訪清陵高等学校	長野県諏訪清陵高等学校附属中学校	<p>(中学校との一貫した教育)</p> <p>第8条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下この条において「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、同表の右欄に掲げる中学校（以下この条において「併設型中学校」という。）における教育との一貫した教育を行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">併設型高等学校</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">併設型中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県屋代高等学校</td> <td style="text-align: center;">長野県屋代高等学校附属中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	併設型高等学校	併設型中学校	長野県屋代高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校
併設型高等学校	併設型中学校										
長野県屋代高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校										
長野県諏訪清陵高等学校	長野県諏訪清陵高等学校附属中学校										
併設型高等学校	併設型中学校										
長野県屋代高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校										